

願書作成及び添付書類の留意事項

【願書作成】

○「申請者」欄及び「保護者」欄

- ・それぞれ自署にて作成

○「家族状況」欄

- ・記載の対象は、親権者（父母）とその子（申請者を含む）。兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を含む。18才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は含みません。祖父母についても、同居・別居を問わず含みません。ただし、父母ともいない場合で、父母に代わり家計を支えている場合は、その方1名を記載。
- ・年齢は、申請時の年齢を記入

【添付書類】

①住民票謄本

- ・申請者と家族全員が記載されているもの
- ・親権者が単身赴任等で申請者とは異なる住所である場合、単身赴任者等の住民票は不要。

②所得（課税・非課税）証明書

- ・親権者（父母両方）分について、同居・別居に関わらず必須。一人親の場合は、父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり家計を支えている方1名。
- ・給与所得者・自営業者等は最新の所得（課税）証明書（H29. 1. 1～H29. 12. 31の収入額）を提出。
- ・無収入（専業主婦、定年退職者等）の場合は、所得が「0円」と明記された所得（非課税）証明書を提出。

③その他収入に関する書類 （該当する場合のみ）

- ・一人親の場合は、戸籍謄本、または、児童扶養手当を受給していることがわかる最新の各種通知書のコピーを提出。
- ・就職又は離職等により現在の収入額と収入証明書の金額が大きく異なる場合は、「事情書」に前年と異なる理由と平成30年1年間分の総収入額（年間見込額）を記入。

【その他】

- ・離婚協議中又は調停中等により、裁判所等からの公的書類を提出できる場合に限り一方の親権者の書類を省略することができます。
- ・審査の基準となるのは、収入（所得）額であり、借入金についての考慮はありません。